

申不此九行為ヲス者レテ以テ会社ハ之等代表ト交渉ヲ拒絶
 可レタルガ之が具體的理申ヲ何フ旨未定トホタル後 佐後 補条
 細山 三系一者ニ属シ会社又ハ他者ヨリ斯事ヲ行ニテ居ル如何
 (イ) 会社ニ去ルハ、破産取トハ如何モナリヤ 現在ノ刑事上内題
 ハ英々ノ為メニテ此事ト考ルルガ他ニ破産取の行為ヲ申
 (ロ) 以上ノ三系ハ度々今井課長ノ私宅ヲ訪内シタル如何
 (ハ) 現在ノ組合ヲ皆累トシテ三人が金銭ヲ理要シタル事實アリト
 イが如何
 (ニ) 三系ト会社トハ社内ニ於テ金銭ノ度度シアリトイが如何
 (ホ) 本人(三系一者)等が此ノ内題ニ属シ会社ヲ侵害罪トシテ訴ヘル
 如何如何
 左所内ニ付シ会社例ニ井庶務課長ヨリ
 (イ) 二村トテハ各個人内題トシテ為メ具體的ノ答ハ去来又

(ロ) 二村トテハ過日自分が全全場ニ行キ先トキ三人ノ動靜ニ就キ注意
 シ居リ先モノ事ナリ其者が三人ヲ尾行シ先トキ自分ノ宅ヲ訪内
 シタトノ事ヲ耳ニシタ
 (ハ) 謝罪書亦来サルモ控案ニ任セル
 (ニ) 絶對ニナシ
 (ホ) 最後迄抗争スル考ヘナリ
 等ノ回答ヲ得、争議團本部ニ於テ 協議ノ結果三名ニ付シ
 村筆筆等又ヲ四能免スルク 決議文ヲ可決シ二十四日 村筆筆等
 補免ヲナシ先ガ会社例ニ於テハ組又合幹却ヲ認得シ、争議團
 ノ境柔筆等ヲ講シ居リ且不能問題ニ依リ強硬派佐後等ノ
 排撃ヲ有効ニ利用シ面筆等相当地置換ノ様子見エ先
 ガ合ニ至ルニ至リ、各貴會員 才一解雇絶對及村、才二等
 中及佐後等ノ日談英院、才三等 等改五テ第一控トナシ